

岩手県農村青年クラブ連絡協議会規約 細則

個人会員に関する細則

第1条 この細則は、岩手県農村青年クラブ連絡協議会規約第4条の2に定めた会員の規定に基づき、個人会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 個人会員は、本会の趣旨に賛同し、その者の所在市町村に本会に登録された地区連又はクラブがない青年等とする。

第3条 個人会員は、総会・会長会議での議決権及び発言権を持たない。ただし、会長が認めた場合は発言できるものとする。

第4条 加入しようとする個人は、別に定める個人会員入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会できる。ただし、既に納入された会費は返納しない。

第5条 個人会員について本細則に定めのない事項であって必要な事項は、会長会議又は総会で決定する。

附 則 この細則は、令和8年3月25日から効力を生ずる。

賛助会員に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、岩手県農村青年クラブ連絡協議会規約第4条の2に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定める。

(条件)

第2条 賛助会員は、本会の活動目的に賛同し、本会に対する協力と理解を高めることにより、本会の活動を支援することによって事業活動の維持に資することとする。

2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同するOB・消費者・企業・各種団体等とする。

(事業内容)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、賛助会員に対し次の事業を行う。

- 1 本会の運営に対する意見収集
- 2 本会の行う事業への優先参加
- 3 事前に取り決めた支援活動
- 4 その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(発言権)

第4条 賛助会員は、総会・会長会議での議決権及び発言権を持たない。

(入会方法)

第5条 本会に加入しようとする賛助会員は、別に定める賛助会員入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。なお、加入期間は加入を申し込んだ年度から退会希望日までとする。

(年会費及び費用負担)

第6条 賛助会員は、本会に加入後、次の会費を本会の指定する銀行口座に納入する。

- (1) OB・消費者会員 1口1,000円、年間1口以上
 - (2) 企業・各種団体会員 1口5,000円、年間1口以上
- 2 災害等の本会の責めに帰さない事情により第3条で規定する事業の一部が実施できなかった場合、年会

費は返金しない。

第7条 会費の振込手数料及び第3条の事業に伴って発生した費用は、賛助会員の負担とする。

(賛助会員の義務)

第8条 賛助会員が本会の主催行事に参加する場合は、本会の指示に従うものとし、その運営は本会の信用を損なわぬよう最善の注意を払って誠実に行う。

(免責事項)

第9条 本会の主催行事において、本会の故意又は重大な過失に基づかない火災、盗難その他の事故又は諸設備の故障等による損害については、本会は賛助会員に対しその責任を負わない。本会の故意又は重大な過失の立証責任は賛助会員にあるものとする。

2 第3条の事業への参加において、賛助会員に損害が発生しても、本会はその損害に対して一切の責任を負わない。

(禁止事項)

第10条 賛助会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本会に対する権利の一部又は全部を第三者に譲渡、賃貸、使用させること又は担保に供すること。
- (2) 本会が許可した以外の場所又は方法で本会の名称等を表示すること。
- (3) 賛助会員が、本会の入会に伴って入手した本会の顧客情報等の営業上の情報その他本会に関する全ての情報を第三者に漏洩すること。

(反社会的勢力の排除)

第11条 賛助会員は、本会に対し、自らが、次の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）ではないことを表明し、これを保証するとともに、将来にわたって反社会的勢力にならないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年以内の者を含む）
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2 賛助会員は、本会に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて本会の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する行為
- (6) 反社会的勢力を不当に利用する行為
- (7) 反社会的勢力を自らの運営、経営に関与させる行為
- (8) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持つ行為
- (9) その他前各号に準ずる行為

(退会の申入れ)

第12条 賛助会員が退会しようとするときは、書面をもって1か月前までに本会にその旨を申し入れる。なお、その場合も、賛助会員が既に支払った年会費は返金しない。

(除名)

第13条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本会は何らの催告を要せず直ちに退会させることができる。

- (1) 本細則をはじめとする本会の定める賛助会員の規約に違反したとき。
- (2) 第6条で定める年会費を支払わないとき。
- (3) 支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生、会社更生その他これらに類する倒産手続の申立てを受け、若しくは自ら申立てをしたとき。
- (4) 仮差押え、差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき。
- (5) 法人である賛助会員が解散したとき、他の法人と合併したとき、又は個人である賛助会員が死亡したとき、または後見、補佐、補助の開始の審判を受けたとき。
- (6) 国税に関する犯則の嫌疑若しくはこれによる処分を受け、又は営業の許認可等につき主務官公署より取消処分を受けたとき。
- (7) 賛助会員又は賛助会員の代表者、役員が刑罰に処せられたとき。
- (8) 本会又は本会の会員の名誉、信用を傷つける等の不信行為があったとき。
- (9) その他本会が賛助会員の地位を継続させることが困難であると認めるべき事情が生じたとき。

(本細則に定めのない事項)

第14条 本細則に定めのない事項については、会長会議又は総会で決定する。

附 則 この細則は、令和8年3月25日から効力を生ずる。